

# 一般社団法人門司歯科医師会定款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人門司歯科医師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を北九州市門司区に置く。

## 第 2 章 目的 及 び 事 業

(目的)

第3条 本会は、医道の高揚、地域住民や児童生徒への健康啓発及び公衆衛生思想の啓発、並びに歯科医学の研究、発展を図ることによって、健康で生きがいのある地域社会の健全なる発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 医道高揚に関する事
- (2) 地域の歯科保健、医療及び福祉の調査、研究及び振興に関する事
- (3) 公衆衛生・歯科保健の普及啓発に関する事
- (4) 歯科医学の研究及び発展に関する事
- (5) 社会保障制度における国民歯科医療の確立に関する事
- (6) 歯科医業の向上、医療安全対策に関する事
- (7) 救急医療、災害医療及び警察等の諸活動への協力に関する事
- (8) 地域住民及び会員への広報活動に関する事
- (9) 歯科医師の研修に関する事
- (10) 会員の福祉厚生に関する事
- (11) 本会の事業の推進に資するための収益事業に関する事
- (12) その他本会の目的を達成するために必要な事

## 第 3 章 会 員

(会員)

第5条 本会は、北九州市門司区内において就業し、日本で歯科医師免許を受け、本会の事業に賛同して入会した者を会員とする。

2. 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を本会へ提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 前項の手続きは、定款規範で定める。

(会員の権利)

第7条 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、本会に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

- ( 2 ) 法人法第32条第 2 項の権利 ( 会員名簿の閲覧等 )
- ( 3 ) 法人法第50条第 6 項の権利 ( 会員の代理権証明書面等の閲覧等 )
- ( 4 ) 法人法第51条第 4 項及び第52条第 5 項の権利 ( 議決権行使書面の閲覧等 )
- ( 5 ) 法人法第57条第 4 項の権利 ( 総会の議事録の閲覧等 )
- ( 6 ) 法人法第129条第 3 項の権利 ( 計算書類等の閲覧等 )
- ( 7 ) 法人法第229条第 2 項の権利 ( 清算法人の貸借対照表等の閲覧等 )
- ( 8 ) 法人法第246条第 3 項の権利、第250条第 3 項及び第256条第 3 項の権利 ( 合併契約等の閲覧等 )

2 . 会員は、本会の行事、学会及び講習会等に出席し、協力し、又は意見を述べる事ができ、本会から発行する会誌その他の印刷物の領布を受け、又は購入することができる。

#### ( 会員の義務 )

第 8 条 会員は、総会の決定事項に服する義務を有する。

- 2 . 会員は、本会所定の入会金、会費及び負担金を本会へ納入しなければならない。
- 3 . 入会金、会費及び負担金等の負担率やその額並びに支払方法は、総会で決める。
- 4 . 特別の事由がある者については、理事会の決議を経て、会費及び負担金を減免又は納入を猶予することができる。

#### ( 任意退会 )

第 9 条 会員が本会を退会するときは、その旨を記載した書面を本会へ提出しなければならない。

- 2 . 退会しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

#### ( 会員の資格喪失 )

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ( 1 ) 北九州市歯科医師会、福岡県歯科医師会若しくは日本歯科医師会で除名又は会員たる資格を失い当該歯科医師会の通知があったとき
- ( 2 ) 総会員が同意したとき
- ( 3 ) 退会したとき
- ( 4 ) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき
- ( 5 ) 会費・負担金を滞納し第11条により退会させられたとき
- ( 6 ) 除名されたとき
- ( 7 ) 本会が解散したとき

#### ( 会費等の未納に伴う退会 )

第11条 本会は、会員が 1 年以上又は 1 年分に相当する会費若しくは負担金を支払わぬときは催告し、なお支払わぬときは、退会させることができる。

- 2 . 前項により退会させられた者が、6 か月以内にその未払金を支払ったときは、理事会の決議を経て、再び入会することができる。
- 3 . 第 1 項の規定により退会させたときは、その氏名及び事由の概要を北九州市歯科医師会、福岡県歯科医師会、日本歯科医師会及び会員へ通知する。

#### ( 除名 )

第12条 会員に次の各号に該当する行為があったときは、総会の決議を得て除名

することができる。ただし、これを決議するについては、当該会員又は  
弁護士(会員に限る。)を出席させて弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 歯科医師としての職務をけがしたとき
- (3) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2. 前項の除名については、第11条第3項の規定を準用する。

## 第 4 章 総 会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 入会金、会費及び負担金の負担率やその額並びに支払方法
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後6月に1回開催するほか、  
必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき  
会長が招集する。

2. 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、  
総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求する  
ことができる。

(議長及び副議長)

第17条 総会の議長及び副議長は、出席会員が各1名を互選する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席  
した当該会員の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の3分の2以上にあたる  
多数をもって行う。

- ( 1 ) 会員の除名
- ( 2 ) 監事の解任
- ( 3 ) 定款の変更
- ( 4 ) 解散
- ( 5 ) その他法令で定められた事項

3 . 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数の範囲内において理事会で定めた定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

( 書面又は電磁的方法による議決権の行使 )

第20条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって決議し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 . 前項の場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

( 議事録 )

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 . 議長及び当日議長が指名した出席会員 2 名が議事録に記名押印し、これを本会に保管する。

## 第 5 章 役 員

( 役員の設置 )

第22条 本会に次の役員を置く。

- ( 1 ) 理事 1 3 名以内
- ( 2 ) 監事 2 名以内

2 . 理事のうち、1 名を会長、1 名を副会長、1 名を専務理事及び 2 名以内を常務理事とする。

3 . 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事、及び常務理事をもって法人法第91条第 1 項第 2 号に定める業務執行理事とする。

4 . 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

( 役員の選任及び解任 )

第23条 役員は、総会の決議によって選任及び解任する。

2 . 会長及び副会長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 . 本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 . 本会の監事には、本会の理事 ( 親族その他特殊の関係にある者を含む ) が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5. 役員は、会員の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、業務を執行する。

3. 副会長、専務理事、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

3. 増員として選任された理事の任期は、他の役員任期の終了する時までとする。

(役員が欠けた場合等の選任)

第27条 役員に欠員を生じたときは、補充することができる。

(任期満了等における前任者の職務)

第28条 理事又は監事は法令に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員報酬等)

第29条 役員に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第30条 役員は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

2. 前項の規定にかかわらず、当該役員が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる役員損害賠償責任を法令の限度内において理事会の決議によって免除することができる。

## 第 6 章 理 事 会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

( 権限 )

第32条 理事会は、次の職務を行う。

( 1 ) 本会の業務執行の決定

( 2 ) 理事の職務執行の監督

( 3 ) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 . 前項第 3 号の代表理事である会長の選定に当たっては、会員の選挙により会長候補者を選出し、その結果を参考にすることができる。

( 招集 )

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 . 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 3 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

3 . 前条の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

4 . 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事会を招集する。

( 決議 )

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

( 理事会の決議の省略 )

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

( 議事録 )

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 . 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

## 第 7 章 資 産 及 び 会 計

( 事業年度 )

第37条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

( 事業計画及び収支予算 )

第38条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、総会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 . 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

( 事業報告及び決算 )

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の第 1 号から第 5 号までの書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会

の承認を受けなければならない。

- ( 1 ) 事業報告
- ( 2 ) 事業報告の附属明細書
- ( 3 ) 貸借対照表
- ( 4 ) 正味財産増減計算書
- ( 5 ) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 . 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 . 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

( 剰余金の分配 )

第40条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

( 定款の変更 )

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

( 解散 )

第42条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

( 残余財産の帰属 )

第43条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 公 告 の 方 法

( 公告の方法 )

第44条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 . 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、法人法第 331 条第 2 項により、官報に掲載する方法により行う。

## 附 則

- 1 . この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 . 本会の最初の代表理事である会長は、坂井哲とする。
- 3 . 本会の移行の登記後最初の理事は、次に掲げる者とし、平成 25 年 6 月の定時総会の終結の時までの任期とする。

坂井 哲  
大溝芳宏  
加野一平  
井尾 尚

河喜多伸一  
牛島直文  
山隈正人  
中村孝志  
土肥誠司  
村岡昌哉  
川端 茂  
平塚元貴  
新田洋司

4 . 本会の移行の登記後最初の監事は、次に掲げる者とする。

富岡 晋  
白石悦郎

5 . 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。